

福祉保健局指定管理者評価実施要綱

19福保総企第210号

平成19年6月27日

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせている福祉保健局所管の公の施設の管理運営状況について、評価を実施し、更なるサービスの質の向上や安全管理面の徹底等を図ることを目的とする。

(評価の内容)

第2条 評価は、毎年度の決算終了後、速やかに前年度の管理運営状況について行う。

(1次評価)

第3条 1次評価は、施設の管理運営において求める水準を定めた所管局が、確認項目に基づき、具体的にその成果を評価するものであり、1次評価者は施設所管部長とする。

2. 施設所管部長は、施設設置者の立場の視点から、前年度の履行確認状況、事業報告書、実地調査、利用者アンケート等の結果を基に、指定管理者の年間を通じた管理運営状況について評価を行う。

なお、専門性の高い項目については、専門家の意見を聴くことができるものとする。

3 1次評価項目及び基準は、別紙のとおりとする。

(2次評価(評価委員会による評価))

第4条 指定管理者の管理運営状況を外部の視点を活用して客観的・専門的に評価するため、福祉保健局内に評価委員会を設置する。評価委員会は、1次評価を検証し、指定管理者の年間を通じた管理運営状況、事業効果その他について客観的・専門的な評価を行う。

2 評価委員会は指定管理者のサービス水準の向上、効率的な運営の推進に関し、福祉保健局長に必要な助言を行うことができる。

(総合評価の決定)

第5条 福祉保健局長は、1次評価結果及び2次評価結果に基づき、総合評価を決定する。

(総合評価結果の通知)

第6条 福祉保健局長は、総合評価結果を指定管理者に対して文書で通知する。

(再評価)

第7条 指定管理者は、評価結果に対し異議等がある場合は、理由を添えて再評価を求めることができる。

2 福祉保健局長は、指定管理者から再評価の求めがあった場合において必要と認めるときは、評価委員会に再評価を求めることができる。

(評価結果の公表)

第8条 福祉保健局長は、評価結果について公表する。

(改善計画書の策定)

第9条 指定管理者は、評価において改善が必要と認められた場合は、速やかに改善計画書を福祉保健局長に提出する。

2 施設所管部長は、指定管理者の改善状況について確認し、その結果を次年度の評価委員会に報告する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度管理運営状況評価（平成23年度実施）については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

評価項目及び評価基準(①医療施設)

大項目	中項目	確認項目	評価水準				評価理由 ※評価項目の総評及び評価の概観となった事項等を具体的に記述してください。
			配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点	
適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか	○人員配置は適切か	x1				
		○業務の履行は適切か					
		○患者状況に応じた診療・看護計画の策定・記録を行っている	x1				
		○患者中心の医療が推進されている	x1				
		○患者の意向(意見・要望・苦情)を把握し、適切に対応している	x1				
		○プライバシー保護等個人の尊厳を尊重している	x1				
		○医事・診療報酬請求事務の適切な管理を行っている	x1				
		○患者に重大な影響を及ぼす事故等が発生しなかった	x1				
		○施設等を常に良好な状態で維持管理(軽微な修繕及び整備を含む)しているか	x1				
		○施設等を常に良好な状態で維持管理(軽微な修繕及び整備を含む)しているか	x1				
経営における社会的責任を果たしているか	○医療機関として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいるか	○医療機関の従事者として守るべき法・規程・倫理などを周知し、職員が理解できるように取り組んでいる	x1				
		個人情報保護、報告等は適切になされているか					
		○情報の保護、共有に取り組んでいるか	x1				
		○医療サービス情報を提供しているか	x1				
		○提供する情報の表記や内容を分かりやすいものとしている	x1				
		○月例報告等、都への定例的な報告が適切になされている	x1				
		○事故等が発生した場合、必要な措置を取った上で速やかな報告がなされている	x1				
		○都への報告は適時、適切になされているか	x1				
		施設の安全性は確保されているか					
		○リスクマネジメントに計画的に取り組んでいるか	x1				
安全性の確保	適切な財務運営・財産管理が行われているか	○リスクに対し必要な対策をとっている	x1				
		○関係法令の遵守体制を整備している	x1				
		○所定の委員会を開催し、情報共有・事故防止策の検討等を行っている(年1回)	x1				
		○法令等に定める基準により適切に管理されている	x1				
		○防火訓練を実施している(年1回)	x1				
		○医療機器等に関する職員への研修を実施している	x1				
		○法人が行っている他の事業と経営を明確に区分している	x1				
		○契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等を整備している	x1				
		○保存物品管理簿を整備している	x1				
		○使用不用品、亡失品等を報告している	x1				
財務・財産の状況	患者の意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用し、サービス内容が向上しているか	○経理に関する書類等の管理は適切か	x1				
		○経理に関する書類等の管理は適切か	x1				
		○患者の意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用し、サービス内容が向上しているか	x2				
		○患者の意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用し、サービス内容が向上しているか	x2				
		○患者の意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用し、サービス内容が向上しているか	x2				
		○患者の意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用し、サービス内容が向上しているか	x2				
		○患者の意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用し、サービス内容が向上しているか	x2				
		○患者の意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用し、サービス内容が向上しているか	x2				
		○患者の意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用し、サービス内容が向上しているか	x2				
		○患者の意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用し、サービス内容が向上しているか	x2				
特記事項		・特に評価すべき点(「S」の場合は必ず記入)					
		・努力が認められる点					
要改善事項等		・改善が望まれる点(「C」の場合は必ず記入)					
		・法令・協定等に違反する違反、指定管理者の責に帰すべき事故、その他、当該施設の管理運営に影響を及ぼすと考えられる事項等は必ず記載					

※各項目の評価理由を基に、総合的かつ具体的に記述してください。また、評価が該当する欄以外についても、記載すべき事項があれば、記入してください。
※「さらなる取組が期待される点」を記述する際には、その要求が協定等の範囲内であることを確認してください。

【一次評価結果】

評価項目	評価基準			一次評価結果	得点
	S	A	B		
標準点	A	B	C	0点	S・A・B・C
20点	27点以上	25点以上 26点以下	18点以上 24点以下 17点以下		

※指定管理者の責に帰すべき事由により、①利用者等の生命・身体・財産に重大な損害が生じた場合、②施設運営に関連して法令・協定等に違反する違反があった場合、③その他公の施設の設置者としての都の信頼を損ねた場合には、改善の有無を問わず「C」と評価すること。
なお、上記の各号に該当するか否かの判断にあたっては、事業の歴史性、社会的影響や施設の管理運営との関連性などを設置条例の規定等に照らし、総合的に判断すること。

【確認事項】

事業者の財務状況	
※財務諸表上から得られた情報や財務分析結果など、客観的な情報を記述してください。	
特命要件の継続	
※特命により指定管理者を選定している場合、特命要件を挙げ、各要件の継続の有無を確認してください。	

評価項目及び評価基準(②児童・障害・療育)

大項目	中項目	確認項目	評価水準	評価				
				配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点	評価理由 ※評価項目の総評及び評価の根拠となった 事項等を具体的に記述してください。
適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか	○人員配置は適切か	法令等に基づく職員配置基準とおり適切に配置されている ・変更があった場合、事前に報告している ・人員配置上の改善要求を受けた場合、速やかに対応している	x1				
		○業務の履行は適切か						
		・サービスの開始・終了時の対応は適切か						
		・個別状況に応じた計画策定・記録を行っているか						
		・利用者の状況に応じたサービスが適切に実施されているか	(項目毎に評価をすること) 福祉サービス第三者評価を受審し、サブカテゴリ配下の標準項目数に対する実施ありの項目数割合が9割以上である	x1				
		・プライバシー保護等個人の尊厳を尊重しているか						
		・事務所業務の標準化を図っているか						
		○施設等を常に良好な状態で維持管理(軽微な修繕及び整備を含む)しているか	基本協定、年度協定で定める「施設及び付帯設備の管理に関する要領」等に基づき、適切に管理されている	x1				
		経営における社会的責任を果たしているか	○社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいるか	x1				
		個人情報保護、報告等は適切になされているか	○利用者の権利保護のために組織的な取り組みを行っているか	x1				
管理状況 法令等の遵守、組織マネジメント	事業所の情報管理を適切に行い活用できるようにしているか	○事業所の情報管理を適切に行い活用できるようにしているか	(項目毎に評価をすること) 福祉サービス第三者評価を受審し、サブカテゴリ配下の標準項目数に対する実施ありの項目数割合が9割以上である	x1				
		○利用者へのサービス情報の提供はされているか	・月例報告等、都への定例的な報告が適切にされている ・事故等が発生した場合、必要な措置を取った上で速やかな報告がなされている ・都による報告の聴取及び調査に対して、適切な対応を取っている	x1				
		施設の安全性は確保されているか	福祉サービス第三者評価を受審し、サブカテゴリ配下の標準項目数に対する実施ありの項目数割合が9割以上である ・法令等により定める基準により適切に管理されている ・安全性を考慮した環境整備を行っている ・避難及び消火訓練の実施(指導検査基準で定められた所定回数)	x1				
		適切な財務運営・財産管理が行われているか	○経理処理は適切か ○都有財産(物品など)の管理は適切か ○経理に関する書類等の管理は適切か	x1				
安全性の確保	リスクマネジメントに計画的に取り組んでいるか	○リスクマネジメントに計画的に取り組んでいるか	福祉サービス第三者評価を受審し、サブカテゴリ配下の標準項目数に対する実施ありの項目数割合が9割以上である	x1				
		○施設内外の構造物、設備等の安全の確保について必要な取組を行っているか						
財務・財産の状況	適切な財務運営・財産管理が行われているか	○経理処理は適切か	法人が行っている他の事業と経理を明確に区分している ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等を整備している	x1				
		○都有財産(物品など)の管理は適切か	・保存物品整理簿を整備している ・不適格品、亡失品等を報告している	x1				
		○経理に関する書類等の管理は適切か	・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等を適切に保管している	x1				
事業効果 サービス内容の向上	利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用し、サービス内容が向上しているか	○利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用し、サービス内容が向上しているか	福祉サービス第三者評価を受審し、サブカテゴリ配下の標準項目数に対する実施ありの項目数割合が9割以上である	x2				

特記事項	特に評価すべき点(S)の場合は必ず記入) ・努力が認められる点 ・さらなる取組が期待される点 ・その他特記事項 ※詳細の際に参考とすべき事項を自由に記載
改善事項等	改善が望まれる点(C)の場合は必ず記入) ※法令・協定等に関する違反、指定管理者の責に帰すべき事故、その他、当該施設の管理運営に影響を及ぼすと考えられる事項等は必ず記載 ※当該年度中に改善された事項については、併せて改善内容を記載

※各項目の評価理由を基に、総合的に記述してください。また、評価が該当する欄以外についても、記載すべき事項があれば、記入してください。
※「さらなる取組が期待される点」を記述する際には、その要求が協定等の範囲内にあることを確認してください。

【一次評価結果】

評点	評価基準			一次評価結果	得点
	S	A	B		
21点	29点以上	26点以上 27点以下	19点以上 25点以下		0点
			18点以下		S・A・B・C

※指定管理者の責に帰すべき事由により、①利用者等の生命・身体・財産に重大な損害が生じた場合、②施設運営に関連して法令・協定等に関する違反があった場合、③その他公の施設の設置者としての都の信頼を損ねた場合には、改善
なお、上記の各号に該当するか否かの判断にあたっては、事業の公益性、社会的影響や施設の管理運営との関連性などを設置条例の規定等に照らし、総合的に判断すること。

【確認事項】

事業者の財務状況	財務諸表上から得られた情報や財務分析結果など、客観的な情報を記述してください。
特命要件の継続	※特命により指定管理者を選定している場合、特命要件を挙げ、特命要件の継続の有無を確認してください。